

判例第 24/2018/AL 号

個人の合法的な所有権、使用権に属する財産に変更される相続遺産について

2018 年 10 月 17 日に最高人民裁判所裁判官評議会により承認され、2018 年 11 月 6 日付最高人民裁判所長官決定第 269/QĐ-CA 号により公表された。

判例の源：

原告 Ms ファム・ティ・H、Ms ファム・ティ・H1、Ms ファム・ティ・H2 と被告 Mr ファム・ヴァン・H3 の間の、関連する権利義務を有する者 12 人を含むハノイ市の「土地使用権相続紛争」民事訴訟事件に関する最高人民裁判所裁判官評議会の 2015 年 10 月 16 日付監督審決定第 27/2015/DS-GĐT 号。

判例内容の位置：

「裁判所の認定」の第 4 段落。

判例内容の概要：

- 判例の状況：

家と土地は夫婦の共有財産であり、夫婦の一方が先に亡くなった。残された者と先に亡くなった者の相続人は家と土地の分割に合意した。分割合意はどの相続人の権利も侵害しなかった。

家、土地の分割は実際に実施され、土地関連帳簿書類へ登記済。残された人の死亡時に紛争が発生した。

- 法的解決策：

この場合、その家、土地が各個人の合法的な所有権、使用権に変更されたことを確認する必要がある。これらの人々には、他人に不法に占有、使用されている分割された家、土地を取り戻すための訴えを提起する権利のみあるが、家、土地である相続遺産の分割を求める権利はない。

判例に関連する法律規定：

2005 年民法典第 219 条、第 223 条、第 226 条（2015 年民法典第 213 条、第 218 条、第 220 条に対応）。

判例のキーワード：

「相続遺産」、「夫婦の共有財産」、「実際の家、土地の分割」。

訴訟事件内容：

2004 年 6 月 30 日付「土地請求の訴状」及び訴訟過程の各申立書、各証言で、原告 Ms ファム・ティ・H、Ms ファム・ティ・H1、Ms ファム・ティ・H2 は以下の通り述べた。

彼女らの父 Mr ファム・ヴァン・H（1978 年死去）と母 Ms ゴ・ティ・V（1994 年 8 月 21 日死去）は、Mr ファム・ヴァン・H3、Mr ファム・ヴァン・D（1998 年死去）、Mr ファム・ヴァン・T、Mr ファム・ヴァン・Q（2000 年死去）と彼女ら Ms ファム・ティ・H、Ms ファム・ティ・H1、Ms ファム・ティ・H2 の 7 人の子供がいた。当時、両親は（旧）ハタイ省 Q 町（現ハノイ市の一部）の約 464m² の土地に家と台所エリアを所有していた。

1991 年に Ms V は率先して上記の土地を 7 人の子供に分けた。4 人の息子は各人が一部分、残りの部分（道路に隣接する幅 3m、面積 44.4m²）は娘 3 人（各原告）が共有する。分割の直後、Mr D は売却した金で（旧）ソンバー省に移住した。Mr T、Mr Q は受け取った土地に家を建てた。彼女らが分割された部分は、Ms V が Mr H3 に分けた土地（道路に隣接する幅 4m）と隣接する。当時 Mr H3 も、他の場所に家、土地を持っており、分割された土地を使用していなかった。この時、彼女らは南部にいたため、Mr H3 は、Ms V が彼女らに分けた土地と彼に分けた土地の両方を管理しており、2 つの部分の合計面積は 110m²（幅 7m）であった。何年も後に Mr H3 は、彼女らが分割された土地を、彼が管理していることを認めている。

2002 年に彼女らが母の改葬のために帰った際、Mr H3 はまだ、彼女らの都合の良い時にいつでも帰り土地を受け取り、家を建てて良いと同意していた。しかし、2004 年になり姉妹 3 人がこの土地に家を建てるが必要になった時、Mr H3 はそれが姉妹 3 人の土地であると認めず、その土地を彼の子供 Mr ファム・ヴァン・L と Ms ファム・ティ・T に分け、彼女らに土地を返還しなかった。

原告は、1991年に母と兄弟姉妹が分割について合意した彼女らの土地を Mr H3 に強制的に返還させるよう裁判所に求めた。法律により姉妹3人が土地 44.4m²である現物を相続できるように処理することを裁判所に求めた時もあった。2010年にハノイ市人民裁判所が訴訟事件の第一審再審を受審する際、各原告は Mr H3 が管理している 115m²（実測は 110m²）である父母の遺産の分割処理を裁判所に求める申立書を提出した。

被告 Mr ファム・ヴァン・H3 の陳述と委託代理人 Ms ファム・ティ・T の証言によると、

当初 Mr H3 は、原告が陳述したように両親は家、土地である資産を持っており、1972年に彼は結婚し両親の土地区画内の土地 162m²に住むことを両親から許可されたことを認める証言をした。その後、被告は、この土地 162m²は、Mr H3 と妻グエン・ティ・N が自分たちで土地を開墾し、ごみピット、空心菜畑へ土を注ぎ込んで家の土台へと改造し、今まで使用したこと由来し、Ms V、Mr H の土地でないという別の証言を行った。

P.77

1983年に Mr H3 の家族は他の場所へ引っ越したが、この時 Ms V と妹たちがニューエコノミーの構築のために南部に行ったため、彼は父母の家、土地と彼の家族の古い家、土地を全て管理し続けた。1987年に、彼は申告し、土地区画 210 号の面積 162m²の土地使用権証明書を交付された。1988年に、Ms V は故郷に戻り率先して土地の分割を行ったが、息子4人のみに分割し、各原告が述べたように娘3人への分割はしなかった。Mr Đ、Mr T と Mr Q に分けた場所と面積、使用するために土地を受け取ったことについて、彼も原告の陳述に同意する。Ms V が土地を分割した時、彼は彼の土地 162m²のうち 52m²を切り離して Mr Q に渡すことに同意したので彼には 110m²しか残っていない。2004年に、彼は子供2人、Mr L に 65m²、Ms T に 45m²を渡す書類を作成し、子供への2つの土地区画の分割を申請したが、証明書が交付される前に Ms H、Ms H1、Ms H2 に紛争を起こされた。Mr H3 は、原告が述べたような 1991年の Ms V の Ms H、Ms H1、Ms H2 への土地分割はなかったと考える。各原告の訴えの提起は相続の時効が完成しており、土地 110m²は彼のものであり、原告の訴えの提起に同意しない。

関連する権利義務を有する者は次のように述べた。

Ms ファム・ティ・T、Mr ファム・ヴァン・L は、Mr H3 と同じ意見を述べた。Ms T5 は、原告が請求する土地に 2003年に家を1軒建てたことを確認する。

Mr ファム・ヴァン・T は次のように述べた。家、土地の起源は各原告が述べた通りである。1991 年に Ms V が家族会議を開き、子供たちへの土地分割について（口頭の）合意を取り付け、娘 3 人が一部を共有し、この部分と Mr H3 が分けられた部分を合わせて Mr H3 が管理したことを確認する。彼は、分割された土地を受け取った後に一部を他の人に譲渡したことを確認する。彼は、Mr H3 に土地を姉妹 3 人へ強制的に返還させるよう処理することを裁判所に要請する。

Ms グエン・ティ・T と、Mr ファム・ヴァン・D との間の子供たち、Ms フン・ティ・H4 と、Mr ファム・ヴァン・Q との間の子供たちは、Ms V が子供たちに土地を分割したことを確認したが、義理の娘である Ms T と Ms H4 はこの分割には参加できなかったため良く把握していない。Ms T は、Mr D が分割された土地を売って南に行ったことを確認する。Ms H4 は、Mr Q の部分を彼女の家族が住むために今まで使用していたことを確認する。Mr D、Mr Q は土地を分割されているから、Ms T、Ms H4 と子供たちは本訴訟事件において特に請求がない。

2010 年にハノイ市人民裁判所が訴訟事件の第一審再審を受理した後、Mr T と Mr D、Mr Q の相続人は全員、原告が相続分割を請求した土地 110m² に対する請求が特にないと述べ、原告 3 人と Mr H3 がこの 110m² の紛争中財産のうちの Mr T と Mr D、Mr Q の相続分を受け取ることに合意した。

訴訟事件は以下の第一審、控訴審の審理を経た。

- 2005 年 7 月 7 日付の（旧）ハタイ省クオクオアイ郡人民裁判所第一審民事判決第 07/2005/DSST 号

- 2005 年 11 月 30 日付の（旧）ハタイ省人民裁判所控訴審民事判決第 126/2005/DSPT 号

2007 年 4 月 23 日付の最高人民裁判所（旧）民事法廷の監督審決定第 106/2007/DS-GDT 号は、2007 年 3 月 2 日付の最高人民裁判所長官異議第 23/2007/KN-DS 号を認め、第一審判決と控訴審判決を取り消し、クオクオアイ郡人民裁判所に第一審再審の処理を引き継ぐ。

- 2009 年 1 月 7 日付のクオクオアイ郡人民裁判所の第一審民事判決第 01/2009/DSST 号

- 2009 年 4 月 2 日付のハノイ市人民裁判所の民事控訴審判決第 87/2009/DSPT 号は、再処理のために第一審判決を取り消した。ハノイ市人民裁判所は、第一審処理のために訴訟事件書類をハノイ市人民裁判所へ引き渡す決定を下す。

- ハノイ市人民裁判所は、訴訟事件の処理を停止する 2010 年 7 月 20 日付の決定第 41/2010/QĐST-DS 号を下す。

- 2010 年 11 月 19 日付の決定第 183/2010/QĐ-PT 号において、(旧) ハノイ最高人民裁判所控訴審は、上記第一審決定を取り消し、第一審の再審のためにハノイ市人民裁判所に書類を渡す。

- 2013 年 5 月 30、31 日付のハノイ市人民裁判所の第一審民事判決第 24/2013/DSST 号は、以下のように決定する。

1. Ms ファム・ティ・H、Ms ファム・ティ・H1、Ms ファム・ティ・H2 の相続遺産分割に関する訴えの提起を認める。

2. ハノイ Q 町の地籍図 2 番、土地区画 252 号の面積 110m² の使用権は、価額 1,321,200,000 ドンの Ms ゴ・ティ・V、Mr ファム・ヴァン・H の財産であったことを、確定する。

Ms V と Mr H の共有財産の価額をそれぞれ財産価額の 1/2 の 660,600,000 ドンに分ける。

価額 660,600,000 ドンの土地 55m² の使用権である Mr H の財産分は、相続分割の時効が消滅した。

Mr V の財産分は価額 660,600,000 ドンの土地 55m² の使用権である。

遺留分を Mr H3、Ms H、Ms H2、Ms H1 に分割し、各人が受ける部分はそれぞれ 120,120,000 ドン。

Mr H3 に、価額 240,240,000 ドンの財産分を所有するよう分割する。

Ms H、Ms H2、Ms H1 に、それぞれ価額 120,120,000 ドン、合計 360,360,000 ドンの財産分を受けよう分割する。

Ms H、Ms H1、Ms H2 に、価額 532,800,000 ドン、面積 44.4m² のハノイ Q 町の地籍図 2 番、土地区画 252 号 (図面添付) にある平屋の家を使用するよう分割する。

Mr ファム・ヴァン・H3 に、土地 10.7m² の使用権を分割し、Mr H3、Ms T、Mr H は、Q 町の地籍図 2 番、土地区画 252 号 (図面添付) に対する時効が消滅したので、Mr H の所有権

に属する土地面積55m²を各管轄国家機関の他の決定が出るまで管理し続ける。Mr H3、Ms T、Mr H は、ハノイ Q 町の地籍図2番、土地区画252号(図面添付)の土地65.7m²にある、建築額300,000,000 ドンの屋上屋根付き2階建ての家を所有できる。Mr H3 は172,440,000 ドンを、Ms T、Mr H は改修改装費用20,000,000 ドンを Ms H、Ms H1、Ms H2 から支払われる。

Ms H、Ms H1、Ms H2 は、172,440,000 ドンを Mr H3 に、改修改装費用20,000,000 ドンを Ms T、Mr H に支払う責任がある。

Mr ファム・ヴァン・H3 名義の地籍図2番、土地区画210号の面積162m²に対して1987年9月10日にクオクオアイ郡人民委員会が交付した土地使用権証明書を取り消す。

Mr ファム・ヴァン・T、Ms グエン・ティ・T と子供たち Ms ファム・ティ・トゥ・T2、Ms ファム・ティ・トゥ・T3、Ms ファム・ティ・タイン・T4、Ms フン・ティ・H4 と子供たち Ms ファム・ティ・H5、Mr ファム・ドゥク・H、Mr ファム・ドゥク・M の以下の自主意思を認める。全員、遺産を受け取る権利を放棄し、Ms V と Mr H のハノイ Q 町地籍図2番、土地区画252号の土地面積110m²に対する権利を請求しない。

Mr ファム・ヴァン・H3、Ms ファム・ティ・H、ファム・ティ・H2、ファム・ティ・H1、Mr ファム・ヴァン・T、Ms グエン・ティ・T と子供たち Ms ファム・ティ・トゥ・T2、Ms ファム・ティ・トゥ・T3、Ms ファム・ティ・タン・T4、Ms フン・ティ・H4 と子供たち Ms ファム・ティ・H5、Mr ファム・ドゥク・H、Mr ファム・ドゥク・M の下記の自主意思を認める。

+ Ms V と Mr H の土地にある財産である茅葺の家4件の処理を裁判所に依頼しない。

+ 葬儀費用の処理を裁判所に依頼しない。

+ ファム・ヴァン・Q 名義の土地区画253号、ファム・ヴァン・T 名義の土地区画261号(土地区画261b号を含む面積189m²)、グエン・ティ・P 名義の土地区画260号面積94m²に対する権利を請求しない。

+ Mr T、Mr D が土地を他人に譲渡したことの処理を裁判所に依頼しない。

+ 金額8,733,000 ドンの処理を裁判所に依頼しない。

判決には、訴訟費用、上訴権、判決執行遅延による利息に関する決定も含まれる。

2013 年 6 月 14 日に、Ms T、Mr H と Mr L は上訴した。

- 2014 年 4 月 4 日付の控訴審民事判決第 53/2014/DSPT 号で、ハノイ最高人民裁判所控訴審は第一審判決の維持を決定した。

2014 年 8 月 19 日に、Mr ファム・ヴァン・H3 は監督審依頼書を提出した。

- 2015 年 5 月 28 日付の異議第 152/2015/KN-DS 号で最高人民裁判所長官は、ハノイ最高人民裁判所控訴審の 2014 年 4 月 4 日付控訴審民事判決第 53/2014/DSPT 号に異議を唱え、最高人民裁判所参審員評議会にハノイ最高人民裁判所控訴審の 2014 年 4 月 4 日付控訴審民事判決第 53/2014/DSPT 号及びハノイ市人民裁判所の 2013 年 5 月 30、31 日付第一審民事判決第 24/2013/DSST 号を取り消す方向で監督審の審理を行い、第一審再審理のために訴訟書類をハノイ市人民裁判所に引き渡すことを要請した。

監督審の法廷で最高人民検察院代表は最高人民検察院長官の異議に同意した。

裁判所の認定：

[1] Mr ファム・ヴァン・H (1978 年死去) と妻 Ms ゴ・ティ・V は、Mr ファム・ヴァン・H3、Mr ファム・ヴァン・Đ (1998 年死去)、Mr ファム・ヴァン・T、Mr ファム・ヴァン・Q (2000 年死去)、Ms ファム・ティ・H、Ms ファム・ティ・H1、Ms ファム・ティ・H2 の 7 人の子供がいた。当時、彼らは (旧) ハタイ省 Q 町 H 街 (現ハノイ市) の土地約 464m² に茅葺の家を持っていた。土地は彼らが農地改革で分割を受けたことに由来する。

[2] Mr H が死去した後、Mr H3、Ms N 夫妻が家、土地に住み、管理し、Ms V と他の子供たちはニューエコノミーの構築のために南部に行った。1983 年に、Mr H3 夫妻は他の場所に引っ越したが、その家、土地の管理をし続けた。Q 郡人民委員会は、人民委員会で保管する地籍簿が、Mr H と Ms V の土地が 2 つの区画に分けられ 1 つは Mr H3 名義の区画 210 号面積 162m²、もう 1 つは Mr T 名義の区画 213 号面積 300m² であると示すことを確認した。その後、Ms V はこの家、土地に戻り、1994 年に亡くなるまでここに住んだ。家に戻ってきた後、彼女は子供たちを集め、率先して子供たちのために土地区画全体を 4 つの部分に分けた。その時誰も意見を出さず、全員がこの分割の実施に同意した。従って、Mr T、Mr H3 が土地 464m² の分割について Ms V と同意したことは、Mr T と Mr H3 が地籍簿上の名義人であるだけで、家、土地はまだ未分割で Ms V、Mr H の所有であることを表す。Mr H3 は、土地 162m² が彼の私有財産であることを証明する証拠も提供できなかった。

[3] Mr D への分割分 (94m²)、Mr Q への分割分 (78m²)、Mr T への分割分 (189m²) は、全て彼らが土地を受領した後に土地所有者の名義を登記したり、他の人に譲渡する際に土地関連書類の調整内容を登記したりして、今まで誰も争わなかった。Mr H3 が管理する残りの土地 110m² (道路に隣接する幅 7m の部分) は、2004 年に彼が自分の子供たちに土地を分割したため、Ms H、Ms H1、Ms H2 が土地 44.4m² を取り戻すために初めて紛争を起こした。実際、Ms V が土地を分割した時点で子供たちは成長し、何人かが結婚して家を建てる土地を必要としていた。Mr H3 は家、土地を既に持っていた。Ms H、Ms H1、Ms H2 はビンフオクにいたので、これら 4 人は家を建てる必要がまだなかった。Mr T は、Ms V の土地分割に子供たち全員が同意したことを認め、Mr H3 が管理した土地 110m² は Ms V が Mr H3 と Ms H、Ms H1 及び Ms H2 に分割したことを確認する。Mr T は、Ms H、Ms H1、Ms H2 が自分の財産を取り戻すように処理することを、裁判所に依頼した。Mr D の妻 Ms T、Mr Q の妻 Ms H4 と Mr D、Mr Q の子供たちは分割の事情を具体的に知らないが、Ms V は子供たちに土地を分割済であるから彼女らからの要求は特になく、土地 110m² の部分を Mr H3、Ms H、Ms H2 が受けることに同意する。従って、Ms V が Ms H、Ms H1、Ms H2 に土地を分割し、その土地を Mr H3 が管理したと確定する根拠は、十分にある。

[4] 上記の証拠により、Ms V、Mr H の家、土地について、1991 年に共有財産の分割を Ms V と Mr H の各相続人が合意済であることを確定する根拠は十分であり、土地 110m² のうち 44.4m² が Ms H、Ms H1、Ms H2 の部分であることを確定する根拠は十分である。分割は実際に実施済で、家、土地関連帳簿書類へその調整を登記済である。分割合意はどの相続人の権利も侵害せず、誰も紛争しなかったため、家、土地はもはや Ms V、Mr H の相続遺産ではなく各個人の合法的土地使用权になったと判定する根拠がある。従って、Ms H、Ms H1、Ms H2 には、1991 年に分割された、合法的使用权に属する土地 44.4m² を取り戻すための訴えを提起する権利しかない。両親の相続遺産である財産は残っていないから、Mr H、Ms V の遺産の分割要求を認める根拠はない。

[5] 2010 年に第一審級裁判所で訴訟事件を再受理する前の当初の訴状と各証言で、各原告はこの土地 44.4m² を取り戻すことだけを請求した。しかし、訴訟事件第一審の再受理後、各原告は証言を変更し、Mr H3 が管理する両親の財産である相続遺産の土地 110m² 部分の分割を請求したことには、認める根拠がない。第一審級裁判所は、この訴えの提起の変更に關する当事者の証言を明確にせず、土地 110m² の相続分割の請求を認めると決定した。控訴審級裁判所が第一審判決の決定を維持したことも、根拠がない。

上記を踏まえ、(2011 年改正、補充) 2005 年民事訴訟法第 291 条第 3 項、第 297 条第 3 項及び第 299 条第 2 項に基づき、

決定：

1. 原告 Ms ファム・ティ・H、Ms ファム・ティ・H2、ファム・ティ・H1 と被告 Mr ファム・ヴァン・H3 の間の「土地所有権相続紛争」訴訟事件に関する、2014 年 4 月 4 日付のハノイ最高人民裁判所控訴審の控訴審民事判決第 53/2014/DSPT 号及び 2013 年 5 月 31 日付のハノイ市人民裁判所の第一審民事判決第 24/2013/DS-ST 号を取り消す。
2. ハノイ市人民裁判所に訴訟事件書類を引き渡し、法律に従って第一審の再審を行う。

判例内容

[4]… Ms V、Mr H の家、土地について、1991 年に共有財産の分割を Ms V と Mr H の各相続人が合意済である…、土地 110m² のうち 44.4m² が Ms H、Ms H1、Ms H2 の部分であることを確定する根拠は十分である。分割は実際に実施済で、家、土地関連帳簿書類へその調整を登記済である。分割合意はどの相続人の権利も侵害せず、誰も紛争しなかったため、家、土地はもはや Ms V、Mr H の相続遺産ではなく各個人の合法的土地使用権になったと判定する根拠がある。従って、Ms H、Ms H1、Ms H2 には、1991 年に分割された、合法的使用権に属する土地 44.4m² を取り戻すための訴えを提起する権利しかない。両親の相続遺産である財産は残っていないから、Mr H、Ms V の遺産の分割要求を認める根拠はない。」